

建設工事競争入札参加資格審査（追加）申請手続きの概要

三次市が、令和5年度及び6年度に発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を提出しなければなりません。なお、原則として入札は電子入札で行っておりますので、可能な限り電子申請での申請をお願いします。

1 電子申請の概要

- 令和5・6年度の入札参加資格の当初申請においては、書面による申請の他に、広島県及び県内市・町が共同して運用する「資格審査受付システム」を利用し、インターネットを経由する申請（電子申請）を行うことができます。
- 電子申請は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査を申請する場合に行うことができます。
※物品購入等、業務委託（建設工事、建設コンサルタント等業務は除く。）及び修繕等の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格審査を受けようとする者は、書面による申請（窓口申請）を行ってください。電子申請はできません。
- 電子申請を行うためには、電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応したICカードを使用し利用する場合と、ICカードを使用せず「商号又は名称」と「利用者登録番号」により利用することができます。利用者規約等をよく確認していただくとともに、利用者登録番号を持っていない場合は、事前準備（利用者登録等）を行う必要があります。
- この「資格審査受付システム」は、広島県と県内市・町の共同利用システムのため、申請項目は統一され、1回の入力で複数の自治体に一括して申請することが可能です。電子申請により、書類持参の移動時間や申請受け付けの待ち時間等の負担を軽減することができます。
- 詳細は広島県の電子申請の手引き等をご確認ください。

2 申請について

(1) 申請期間

申請は、次の受付期間・システム利用時間内に行ってください。

受付期間 (閉庁日を除く)	受付時間	
<u>令和5年4月1日から</u> <u>令和6年9月17日まで</u> <u>随時受け付けます。</u>	午前9時～午後5時	※受付時間内に必要な情報等をシステムに入力し、送信を完了させる必要があります。

(2) 電子申請添付書類の提出場所

ア (1)のシステム利用時間内に申請を完了し、電子申請添付書類をすみやかに三次市へ提出してください。

三次市に添付書類が届かない場合は、申請を受付できません。

イ 電子申請添付書類の提出場所については次のとおりです。

※添付書類の持参または郵送可。

提出先

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市役所 財政課 契約係

(三次市役所東館4階)

TEL 0824-62-6141 (直通)

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- イ 入札参加資格の申請に係る申請を行おうとする建設工事の業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者。
- ウ 入札参加資格の申請に係る申請を行おうとする建設工事の業種について、必要な経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の審査をいう。）を受けていない者。
- エ ウで定める経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者。
- オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がある者。
- カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は三次市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から2年を経過している者を除く。
- キ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）
 - (ア)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - (イ)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (ウ)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務※社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できませんので、ご注意ください。

4 資格認定

資格認定については、令和5年4月1日以降、電子申請を済ませ、添付書類が届いたものを原則として**3か月ごとに資格を審査・認定**する予定です。資格を認定した後にすみやかに市ホームページの「競争入札参加資格登録業者名簿」に掲載しますのでご確認ください。

※認定スケジュールのイメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
受付							
審査・認定			(4・5・6月受付分)			(7・8・9月受付分)	

5 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和6年度の末日までとします。

ただし、この資格は、令和7年度においてもその年度における資格が認定される日まで有効とします。

6 提出書類等一覧表（資格審査申請書等）

- ・システムで別途定める様式により必要情報を入力し、必要なファイルを添付して送信してください。
- ・追加申請においては、当初申請時に実施した「電子申請における一括審査」は行いません。
- ・システム画面上で入力・添付及び送信しない書類については、すみやかに三次市財政課契約係へ郵送又は持参してください。提出書類については、提出書類一覧表の番号順に「クリップ留め」してください。
- ・○印は提出が必須のものを示し、●印は資格審査受付システム上で入力又は必要なものを示します。
△印は届出、加入、認証取得等をしているなど、該当がある場合に提出が必要なものを示します。

番号	提出書類等	様式	電子申請	
			市内業者	市外業者
1	送信完了兼受付票	—	○	○
2	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 （会社基本情報等）・・・システム上で入力	—	●	●
3	営業所情報・・・システム上で入力	—	●	●
4	建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書【写し可】（国土交通大臣許可業者で資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行された証明書が無い場合は不要） ※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。 ※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に許可を受けた場合に限り許可通知書の写しも可 ※更新手続き中の場合は、国土交通大臣許可業者・広島県知事許可業者とともに直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表の写しも可）	—	△	△
5	経営事項審査の総合評定値通知書の写し ※注2 ※電子で資格審査申請する日現在で有効な最新のもの	—	○	○
6	市税について滞納がないことを証する書面（滞納がないことの証明書）【写し不可】 ※注1 注7 ※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	○	△ ※注1
7	消費税及び地方消費税の納税証明書又はその写し（電子納税証明書のファイル添付可） 注7 （免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。） ※国税通則法施行規則別紙第9号様式その3による納税証明書（未納の税額がないことの証明）のほかに、税目を指定した「その3の2」（申告所得税と消費税及び地方消費税）や「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税）による証明も可とします。 ※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	○	○

番号	提出書類等	様式	電子申請	
			市内業者	市外業者
8	委任状（代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面【写し不可】）（市外業者のみ三次市へ提出）	様式第2号	—	△
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用状況報告書の写し（障害者の雇用割合が法定雇用率以上であること） …障害者雇用義務のある者 ※注3 ・ 障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し …障害者雇用義務のない者 ※注3 	—	△	△
10	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し ※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	△	△
11	エコアクション21の認証・登録に係る認証・登録証の写し	—	△	△
12	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	—	△	△
13	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し ※注4 ※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	△	△
14	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し ※造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出してください。	—	△	△
15	協力雇用主登録証明書の写し ※注5 ※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	△	△
16	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し ※注6 ※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	△	△
17	法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し ※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	○	○

番号	提出書類等	様式	電子申請	
18	市税等納税調査承諾書（市内業者のみ三次市へ提出）	様式 第4号	○	—
19	経営管理責任者証明書の写し（市内業者のみ三次市へ提出） ※建設業許可申請時に添付した様式第7号（経營業務の管理責任者証明書）の写しで可	—	○	—
20	専任技術者証明書の写し（市内業者のみ三次市へ提出） ※建設業許可申請時に添付した様式第8号（専任技術者証明書）又は別紙四（専任技術者一覧表）の写しで可	—	○	—

注1) 番号「6」で市外業者の場合、市内に営業所等がないなどのため三次市に税金を納める必要のない場合には、必要ありません。この場合、番号「1」の送信完了兼受付票のチェック欄「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」にチェックを入れ、三次市を○で囲んでください。

注2) 番号「5」で「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」になっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。
「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

注3) 番号「9」障害者の雇用状況については、県内業者のみが対象です。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下、「障害者」という。）を雇用する義務のある者で、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写しを提出してください。

また、障害者を雇用する義務のない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者は、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類【本人の身体障害者手帳又は療育手帳等及び本人の健康保険証等】の写しを提出してください。

注4) 番号「13」は、県内業者のみが対象です。

「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」（広島県様式）により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。

注5) 番号「15」は、県内業者のみが対象です。

「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」（広島県様式）により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。証明書発行の申請方法は、郵送のみです（窓口での申請不可）。交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・84円切手貼付）を同封し、申請してください。

注6) 番号「16」は、県内業者のみが対象です。

証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。

注7) 新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

番号「6」は、「新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けたもの以外には三次市税に滞納はありません」と記載された、滞納がないことの証明書を提出してください。

番号「7」は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出してください。

※各様式の日付は申請書を提出する日をご記入ください。

※各様式の◎と表示されている部分には、その欄に該当する印を押印の上、ご提出ください。